

## 決 定 要 旨

被審人（本店）アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市グリニッチストリート 388 番地  
（商号）シティグループ・グローバル・マーケット・インク

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 37 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 655 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 4 月 5 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実は別紙 1 のとおりである。法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 2 月 4 日

金融庁長官 三國谷 勝範

(別紙1)

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、

第1

それぞれ別表1の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券、新株予約権証券又は投資証券(以下「株券等」という。)について、「提出事由」欄記載の事由が生じたものであるが、法定の除外事由がないのに、その住居又は居所を管轄する財務省関東財務局長に対し、「報告書」欄記載の大量保有報告書又は変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、提出しなかった

別表1

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 ラウンドワン	大量保有報告書	平成21年 4月13日	平成21年 4月20日	共同保有者である日興シティグループ証券株式会社が新株予約権付社債券を株式に換算して878万484株取得、株券を13万8600株処分し、共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が株券を4000株取得したことにより、株券等を合計1445万8122株保有することとなり、発行済株式等総数(6827万9054株)と保有潜在株式の数(878万484株)の5%を超える大量保有者となった。
2	株式会社 千趣会	変更報告書 No.4 (注)	平成21年 7月31日	平成21年 8月7日	報告義務発生日より前の日において発行済株式等総数の7.48%の大量保有者であったところ、日興プリンシパル・インベストメント株式会社が株券を340万株処分したことに伴い共同保有者から外れ、日興アセットマネジメント株式会社が共同保有者から外れたことにより、株券を合計16万3769株保有することとなり、発行済株式等総数(4763万393株)の0.34%の保有者となった。
3	マネックスグループ株式会社	変更報告書 No.23	平成21年 2月1日	平成21年 2月6日	報告義務発生日より前の日において発行済株式等総数の27.00%の大量保有者であったところ、共同保有者である日興シティホールディングス株式会社の本店所在地が変更された。
4	DAオフィス 投資法人	変更報告書 No.12	平成21年 1月20日	平成21年 1月27日	報告義務発生日より前の日において発行済投資証券等総数の9.75%の大量保有者であったところ、共同保有者であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドが消費貸借契約により投資証券等を1373口借り入れたため単体株券等保有割合が1%以上増加した。

(注) 平成21年9月29日提出の訂正報告書において、変更報告書No.4から変更報告書No.3に訂正されている。

## 第2

金融商品取引業者等であるが、金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等を行うことを目的とせず保有する金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、それぞれ別表2の「基準日」欄記載の年月日に、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その住所又は居所を管轄する財務省関東財務局長に対し、「報告書」欄記載の変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、提出しなかった

別表2

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
1	日立造船株式会社	変更報告書 No. 2	平成21年 4月30日	平成21年 5月12日	報告義務発生日より前の基準日(金融商品取引法第27条の26第3項に規定する意味を有する。以下同じ。)において発行済株式等総数と保有潜在株式の数の5.99%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計3895万1950株保有することとなり、発行済株式等総数(7億9607万3282株)と保有潜在株式の数(1564万5743株)の4.80%の保有者となった。
2	株式会社ユナイテッドアローズ	変更報告書 No. 3	平成20年 12月15日	平成20年 12月22日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の9.02%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計328万3300株保有することとなり、発行済株式等総数(4280万株)の7.67%の大量保有者となった。
3	株式会社三陽商会	変更報告書 No. 4	平成20年 12月15日	平成20年 12月22日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の8.62%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計822万950株保有することとなり、発行済株式等総数(1億3622万9345株)の6.03%の大量保有者となった。
4	株式会社三陽商会	変更報告書 No. 5	平成20年 12月31日	平成21年 1月9日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の6.03%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計989万8950株保有することとなり、発行済株式等総数(1億3622万9345株)の7.27%の大量保有者となった。
5	株式会社三陽商会	変更報告書 No. 6	平成21年 1月15日	平成21年 1月22日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の7.27%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計761万8298株保有することとなり、発行済株式等総数(1億3622万9345株)の5.59%の大量保有者となった。
6	株式会社三陽商会	変更報告書 No. 7	平成21年 2月27日	平成21年 3月6日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の5.59%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計963万9851株保有することとなり、発行済株式等総数(1億2622万9345株)の7.64%の大量保有者となった。

番号	発行体	報告書	基準日	法定提出期限	提出事由
7	株式会社 三陽商会	変更報告書 No. 8	平成21年 3月31日	平成21年 4月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の7.64%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計774万8878株保有することとなり、発行済株式等総数(1億2622万9345株)の6.14%の大量保有者となった。
8	株式会社 三陽商会	変更報告書 No. 9	平成21年 7月31日	平成21年 8月7日	報告義務発生日より前の基準日において発行済株式等総数の6.14%の大量保有者であったところ、報告義務発生日である基準日において株券を合計642万3500株保有することとなり、発行済株式等総数(1億2622万9345株)の5.09%の大量保有者となった。

### 第3

別表3の「提出日」欄記載の年月日に、財務省関東財務局長に対し、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある「報告書」欄記載の変更報告書等（変更報告書の訂正報告書を含む。以下「変更報告書等」という。）を提出した

別表3

番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載（注）
1	株式会社 三陽商会	変更報告書 No. 3	平成20年 12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの保有株数等が17万9150株であるところを246万7150株と記載し、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの保有割合が0.13%であるところを1.81%と記載</li> <li>・共同保有者の保有株数等が822万950株であるところを1050万8950株と記載し、共同保有者の保有割合が6.03%であるところを7.71%と記載</li> </ul>
2	株式会社 三陽商会	変更報告書 No. 4の 訂正報告書	平成21年 2月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの保有株数等が48万3150株であるところを229万5150株と記載し、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの保有割合が0.35%であるところを1.68%と記載</li> <li>・共同保有者の保有株数等が782万8950株であるところを964万950株と記載し、共同保有者の保有割合が5.75%であるところを7.08%と記載</li> </ul>

（注） 「保有株数等」は「保有株券等の数」を、「保有割合」は「株券等保有割合」を、「共同保有者の保有株数等」は「提出者及び共同保有者の保有株券等の数」を、「共同保有者の保有割合」は「提出者及び共同保有者の株券等保有割合」を、いう。

ものである。

## 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙2)

### 法令の適用

別紙1の別表1に掲げる事実につき

番号1

金融商品取引法第172条の7、第27条の23第1項本文、第130条、第176条第2項

番号2から同3まで

金融商品取引法第172条の7、第27条の25第1項本文、第176条第2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号

番号4

金融商品取引法第172条の7、第27条の25第1項本文、第130条、第176条第2項、金融商品取引法施行令第14条の5の2第4号

別紙1の別表2に掲げる事実につき

番号1、同5、及び同7

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項、第130条、第176条第2項

番号2、同3、同4、同6及び同8

金融商品取引法第172条の7、第27条の26第2項、第176条第2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号

別紙1の別表3に掲げる事実につき

番号1

金融商品取引法第172条の8、第27条の25第1項本文、第130条、第176条第2項

番号2

金融商品取引法第172条の8、第27条の25第1項本文、第4項、第130条、第176条第2項

(別紙3)

## 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表1及び別表2に掲げる事実につき

- (1) 金融商品取引法第172条の7の規定により、被審人の大量保有報告書又は変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、  
当該提出すべき大量保有報告書又は変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券等の当該提出すべき大量保有報告書又は変更報告書の提出期限の翌日における同法第130条に規定する最終の価格（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の7第3項第1号により定める額）に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額。
- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て（別表4及び別表5の「課徴金の額」欄の額）。

別紙1の別表3に掲げる事実につき

- (1) 金融商品取引法第172条の8の規定により、被審人の変更報告書等の重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書等に係る課徴金の額は、  
当該変更報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書等が提出された日の翌日における同法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額。
- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て（別表6の「課徴金の額」欄の額）。

別表 4

別表 1 の番号	当該提出すべき大量保有 報告書又は変更報告書の 提出期限翌日の最終の価格 (円)	当該提出すべき大量保有報告書 又は変更報告書の提出期限翌日の 発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該提出すべき大量保有報告書又は変更報告書の提出期限翌日 の最終の価格×当該提出すべき大量保有報告書又は変更報告書の 提出期限翌日の発行済株式総数/100,000) (円)
1	713	68,279,054	480,000
2	625	47,630,393	290,000
3	27,990	2,344,687	650,000
4	152,900	343,905	520,000

金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記課徴金の額は 1 万円未満の端数を切捨て

(注) 最終の価格がないときには、当該提出すべき大量保有報告書又は変更報告書の提出期限の翌日後の直近に金融商品取引所が公表した価格。

別表 5

別表 2 の番号	当該提出すべき変更報告書 の提出期限翌日の 最終の価格 (円)	当該提出すべき変更報告書の 提出期限翌日の発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該提出すべき変更報告書の提出期限翌日の最終の価格×当該 提出すべき変更報告書の提出期限翌日の発行済株式総数/ 100,000) (円)
1	111	796,073,282	880,000
2	680	42,800,000	290,000
3	370	136,229,345	500,000
4	342	136,229,345	460,000
5	321	136,229,345	430,000
6	297	126,229,345	370,000
7	326	126,229,345	410,000
8	312	126,229,345	390,000

金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記課徴金の額は 1 万円未満の端数を切捨て

(注) 最終の価格がないときには、当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日後の直近に金融商品取引所が公表した価格。

別表 6

別表 3 の番号	当該変更報告書等が提出された日の翌日の最終の価格 (円)	当該変更報告書等が提出された日の翌日の発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該変更報告書等が提出された日の翌日の最終の価格×当該変更報告書等が提出された日の翌日の発行済株式総数/100,000) (円)
1	352	136,229,345	470,000
2	301	136,229,345	410,000

金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記課徴金の額は1万円未満の端数を切捨て